

関係者各位

2021年4月1日
トランス税理士法人

中小法人・個人事業者のための一時支援金について

陽春のみぎり、皆様方におかれましてはますますご清祥のことと心からお喜び申し上げます。平素は格別のご厚情を賜り、厚く感謝いたしております。この一年はコロナ禍で皆様の事業にも多大なる影響があったことと推察いたします。

さて、皆様もご存知の通り、経済産業省から、「2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様」に『緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金』を給付する」との通達がありました。**申請受付期間は、2021年3月8日(月)～5月31日(月)**となっております。

注意点として、昨年の「持続化給付金」では不正受給が相次いだことから、今回の申請に際しては“登録確認を受けた機関”での事前確認が必要となります。

昨年からのコロナ禍において従来にない影響を受け、本年1月からの再度の緊急事態宣言によって、更に売上減少に直面している皆様方にとっては、この度の「一時支援金」を活かさない手はありません。**登録確認機関であるトランス税理士法人にも多くのお問い合わせを頂いております。弊社へ令和2年度の税務申告手続きを依頼いただいているお客様につきましては、無料でお受けいたします。**

一時支援金制度は3月8日から既に受付が始まっていますが、弊社では個人の確定申告の依頼が殺到しております。確定申告の期限が迫っている状況から、4月15日までは一時支援金の事前確認業務よりも確定申告代行業務を優先いたします。

一時支援金の事前確認業務については、弊社の受け入れ態勢が整いましたらサービス開始いたしますので、サラーマンに特化したトランス税理士法人を今後ともご愛顧賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

東京都渋谷区恵比寿西2-3-2
NSビル4F
トランス税理士法人
電話 03-6456-4911